公

目 次

○地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監 査契約を締結した件

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ

촜

촜

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 ○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があっ

○土地改良区の定款の変更を許可した件二件 ○指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件

島

○県営土地改良事業計画を定めた件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 ○保安林の指定をする予定である件

○保安林の指定施業要件を変更する件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件

在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○道路の区域を変更する件四件

○一般競争入札を行う件

福島県選挙管理委員会

告 示

○不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件

福島県告示第三百十六号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、 福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。 より、包括外部監査契約(以下「契約」という。)を次のとおり締結した。なお、契約 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定に

令和七年四月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

契約を締結した者の氏名及び住

田中 亮 福島県郡山市堤下町三番十四号 レーベン郡山七〇五号

契約の期間の始期

令和七年四月一日

 \equiv 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用

及び実費の額の合算

四

範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額

(職員研修課)

福島県告示第三百十七号

島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年四月二 課に備え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

令和七年四月二十五日

F A

t o w n

会津若松店

福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほ

福島県知事

内

堀

雅

雄

 \equiv

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更した事項

大規模小売店舗の名称

(仮称) 会津若松市門田町PJ新築工事

긆

(変更後) FA (変更前)

t o w n

会津若松店

릇 \equiv 届出年月日

令和七年三月三 一十一

日

四 株式会社福島アスコン 届出をした者

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十八号

課に備え置いて縦覧に供する。 島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工 十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年四月二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規

令和七年四月二十五日

福島県知事

内

堀

雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

F A t o w n 会津若松店 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほ

二 変更しようとする事項 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

変更しようとする年月日 (変更後) 別紙図面のとおり

 \equiv

届出年月日 **令和七年四月十五日**

県

四

<u>Б</u>. 届出をした者

令和七年三月三十 一日

島

株式会社福島アスコン

「別紙図面」は、 省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十九号

福

四月二十五日から同年五月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 光課に備え置いて縦覧に供する。 課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年 項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第

令和七年四月二十五日

雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要 (仮称)ハシドラッグ伊達箱崎店 福島県伊達市箱崎字布川四 十四番

三

福島県知事 内 堀 雅

ほ

意見なし。 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十号

公金の収納の事務を次のとおり指定公金事務取扱者 をいう。以下同じ。)に委託した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、 (同条第二項の指定公金事務取扱者

令和七年四月二十五日

指定公金事務取扱者の名称

福島県知

事

内

堀

雅

雄

柴田文具店

安積 淳子

_ 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

福島県郡山市日和田町字日向五十六番地

指定公金事務取扱者に指定した日

三 **令和七年四月一日**

四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 福島県農業総合センターにおける農産物等販売代金

指定公金事務取扱者に委託した日 **令和七年四月一日**

<u>Ŧ</u>i.

(農業振興課)

福島県告示第三百二十一号

地改良区から令和七年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、 十五日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 、同年四月 り、安達土

令和七年四月二十五日

福島県知事 内 堀 雅

(農村計画課) 雄

福島県告示第三百二十二号

月十六日認可した。 土地改良区から令和七年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 三春町 同年四

令和七年四月二十五日

福島県知事 内

堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第三百二十三号 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、 小幡

地区に係る県営農村地域防災減災事業(特定農業用管水路等特別対策事業)を行うため 土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。 令和七年四月二十五日

福島県知事

内

堀

雅

雄

土地改良事業計画書の写し縦覧に供する書類

縦覧の期間

令和七年四月二十八日から

第572号

縦覧の場所 年五月十九日まで (三)十二]日

 \equiv

四 その他

本宮市役所及び大玉村役場

起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。 この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から 計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告とまた、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業 して、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農地計画課)

福島県告示第三百二十四号

のように保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、 次

令和七年四月二十五日

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

二九から三一まで、三三の二、三三の三、三五の二、三六の六から三六の八まで、三 七の八、二七の一二、二七の一四、二八の一、字仲川原二の一、三から五まで、六の の一、二一の一、二三の一、二三から二六まで、二七の三、二七の四、二七の七、二 一、一三の一、一四、一六の一、一八の一、二一から二四まで、二五の一、二八の一、 南相馬市小高区村上字横砂一三の一、一六の一、一七、一八の一、一九の一、二〇 保安林予定森林の所在場所

> 一一まで、字北川七五の二、七六の三 七〇の四まで、一七一、一七二の一、一七三、二九九から三〇二まで、三〇五から三一六六の二、一六八の一、一六八の二、一六九の一、一六九の二、一七〇の一から一一の二、一六二の三、一六二の四、一六二の七、一六二の八、一六二の一一、一六三、一の二、一六二の三、一六二の四一、一六三、 一四二の一、一四二の三、一四六の一、一四九の一、一五七の一、一六一の一、一六二、一三六の三、一三九の一、一三九の二、一四〇の二、一四一の一、一四一の二、

二 指定の目的

指定施業要件 潮害の防備

1 ○ 主伐は、択伐による。 立木の伐採の方法

□ 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標 準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

福島県告示第三百二十五号

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和七年四月二十五日

1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県知事 内 堀

> 雅 雄

南会津郡南会津町湯ノ花字背戸山甲七八二の一 (次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

2

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

(2)(1) 標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南会津町森林整備計画で定める

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 次のとおりとする。

 $\frac{-}{1}$

報

南会津郡南会津町宮里字立野山二八七〇から二九〇五まで、二九〇六の一、二九

の一〇四まで、

南会津郡南会津町白沢字沼ノ平一四一八の一四、

一四一八の一〇七、

一四一八の四八七、

__

一八の一〇二から一四 四一八の四八八、一

四一

保安林として指定された目的

- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法

3

(2)

標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、

南会津町森林整備計画で定める

主伐に係る伐採種は、定めない。

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

- (2) 標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める

二五まで、一七二六の一、一七二六の二、たのせ一七七から一八七まで 八七の一から一二八七の四まで、一六〇〇、一六〇一、字治平峯一七二三から一七

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

県

3

主伐に係る伐採種は、定めない。

島

(2)(1)標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南会津町森林整備計画で定める

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(3)

立木の伐採の限度

福

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南会津郡南会津町多々石字南内山八七一の六三

四1

保安林として指定された目的

2

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

3

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2)(1)標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南会津町森林整備計画で定める
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

Б. 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 主伐に係る伐採種は、定めない。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

南会津郡南会津町塩ノ原字宮ノ峯一二八九、一六一六、一六一七、字背戸沢一二 六 1 三から六九〇まで、六九一の一、六九一の二

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

南会津郡南会津町小立岩字瀬戸山六八一、六八二の一から六八二の三まで、

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

字瀬戸山六八二の三、六八一・六八二の二・六八三・六八五・六八六・六八 次の森林については、主伐は、択伐による。

八・六八九(以上七筆については次の図に示す部分に限る。) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南会津町森林整備計画で定める

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九九六の七五から九九六の八六まで、九九六の八八から九九六の九三まで、九九六 九六の六○・九九六の六一・九九六の六八・九九六の八七・九九六の九四から九九 六の一一八から九九六の一三二まで、九九六の一五一から九九六の一五四まで、九 の九七、九九六の九八、九九六の一〇九、九九六の一一五、九九六の一一六、九九 の五九、九九六の六二から九九六の六七まで、九九六の六九から九九六の七三まで、 九九六の三○から九九六の三二まで、九九六の三八から九九六の四九まで、九九六 六の九六まで・九九六の九九から九九六の一○七まで・九九六の一一○から九九六の 一四まで・九九六の一一七 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南会津郡南会津町青柳字小丈山九九六の四、九九六の六から九九六の二五まで、 (以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。)

3

2

2 て次の図に示す部分に限る。)、字丸山一、九五〇、字堂平一五六から一二六八まで、一二七〇、一二七一、一二五二・一二五六(以上二筆につい一二四八から一二五〇まで、一二五一の二、一二五三の一、一二五四の一、一二六 まで・-〇六六の-・-〇六六の-(以上三十一筆について次の図に示す部分に限〇から-〇五三まで・-〇五四の-・-〇五八・-〇六〇・-〇六-0六四 〇一四の一、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六の一、一〇一七、一〇一八、一〇一八、一〇一五の一、一〇一五の一、一〇一三の一、一〇一三の二、一〇一八、 る。)、小塩字滝倉九五一、九五四、九五五、九五六の一、一二四四、一二四五、 二、一〇二四の一、一〇二四の二、一〇三一の一、一〇四一の一、一〇四五の一、 青柳字滝倉一○○四のイ、一○○五のイ、一○○六のイ、一○○七の一、一○○八 一○一九の一、一○一九の三、一○二○から一○二二、一○二三の一、一○二三の 保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件 土砂の流出の防備

(立木の伐採の方法

(2)(1)主伐は、択伐による。

標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南会津町森林整備計画で定める

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

福

島

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町白沢字阿多根一四一九の一四、 四三三 の

四

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

(1)次の森林については、主伐は、択伐による。 字阿多根一四一九の一四・一四二二の一四(以上二筆については次の図に示

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

す部分に限る。)

(3) (2) 標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南会津町森林整備計画で定める

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹

200

九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南会津郡南会津町多々石字南内山八七一の八、 八七一の六四

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

3

(2) 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南会津町森林整備計画で定める

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町白沢字沼ノ平一四一八の一〇五、

四

一八の一〇六

保安林として指定された目的

2

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)(1) 標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 南会津町森林整備計画で定める

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林 次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第三百二十六号

のように保安林の指定施業要件を変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二第一 項の規定により、

令和七年四月二十五日

福島県知 内 堀 雅

雄

次

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡矢祭町大字山下字太鼓堂五、六

 \equiv 保安林として指定された目的 変更後の指定施業要件 名所又は旧跡の風致の保存

福

201

- 立木の伐採の方法
- 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

福島県告示第三百二十七号

規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

令和七年四月二十五日

所在の不分明な者の氏名

雅 雄

福島県知事 内 堀

田文吉 芳賀沼善助 芳賀沼優一 君島操 君島弥七 山内弘吉 室井廣 室井ウメ竹留吉 大竹良雄 中村剛 中村富一 湯田俊一 湯田二三四郎 湯田二三四郎 湯 治 木五郎八 鈴木秀雄 名伊 星嘉名伊 星義一 星金良 星健一 星幸輔 星治良 星俊彦 星捷一 室井善吉 室井篤子 児山重兵衛 星アサノ 星カヨ子 星リエノ 星栄一 星加名伊 星加名伊 星正美 星正美 星清 星清 星百代 星敏美 星保一 星榮一 大竹定藏 大伊 星嘉名伊 星義一 星金良 星健一 星幸輔 星治良 星俊彦 星捷一 星正 鈴木藤四郎 室井武夫 室井和昭 室井德平 星亨 鈴木雄四郎 鈴木良吉 芳賀昭 芳賀茂 星嘉 鈴

二 通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 九十六号)によること の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和七年福島県告示第百

当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

福島県告示第三百二十八号

(森林保全課

八十九条の規定により当該通知の内容を郡山市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 容の要旨は、次のとおりである。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和七年四月二十五日

福島県知事

内

堀

雅

雄

所在の不分明な者の氏名

2

通知の内容の要旨

ること の指定施業要件を変更する予定である件(令和七年福島県告示第百二十四号)によ 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

森林保全課

福島県告示第三百二十九号

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 定により当該通知の内容を桑折町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

次のとおりである。

令和七年四月二十五日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事 内 堀 雅

雄

2

通知の内容の要旨 斉藤栄子 宍戸登 丹野とよ子

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

の指定施業要件を変更する件(令和七年農林水産省告示第三百五十八号)によるこ 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

森林保全課

福島県告示第三百三十号

ついて道路の区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道 その関係図面は、 福島県土木部道路総室道路

| 202 | 令和7年4月2 | 25日 金曜日 | 福 | 島 | 県 | 報 | 第 | 572号 |
|-----------------|--|-------------------------------------|------------------|---|---------|---|---|--------------------------|
| | 一一般 | 路線 | 令和 | 計画課及 ではて道路法 | | | 一一一般 | 路線 |
| | 一 般 四 国 号 道 | 名 | 七年 | (((((((((((((((((((| 1 | | 四国号道 | 名 |
| | 川郡 境郡 | 区 | 七年四月二十五日 | 計画課及び福島県県北建設事務所で令和七年ついて道路の区域を次のように変更する。そ道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第一福島県告示第三百三十一号 | | ですり | 大字尺二二番1.也もま 同 郡同 町大字小綱 ト字反田一番七地先か の 単達郡川俣町大字小綱 | 区 |
| | 点芎山一八番地先 祝回 町大字山木 祝山 ○番六地先 | 間 | | (事務所で令は) | | イガリカ カラマ カラマ カラマ カラマ カラマ カラマ カラマ カラマ カラマ カラ | 耐力 で で で 大字小綱 で 大字小綱 | 間 |
| 変更後 | 変更前 | の変変 更更 別後前 | | 和七年四月る。その関 | | 変更後 | 変更前 | の変変 更更 別後前 |
| B A - | B A 一 二 七 四 · 二 · 七 九 · 八 八 · | 敷地の幅員 | 福島県知事 | 事務所で令和七年四月二十五日から二週うに変更する。その関係図面は、福島県津第百八十号)第十八条第一項の規定に | | B - | B A 五一三七 八二二六 七〜四〜 | 敷地の幅員 |
| - 、 六 | 一、 六二四 五 | (メートル) 長 | 内 堀 雅 雄 | 旧から二週間一般の縦覧に供す[は、福島県土木部道路総室道路項の規定に基づき、一般国道に | (道路計画課) | 二、九八四・三 | 二、九八四・二九 | (メートル) 長 |
| 路 線 名 | 計画課及び福島計画課及び福島 | ついて道路のマ 道路法(昭和 福島県告示第三 | | | 一一月日子 | 一 设 彩 道 名 | 各 | る。 計画課及び福島 でいて道路の区 |

福島県告示第三百三十二号

計画課及び福島県県北建設事務所で令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供す

六四・九

(道路計画課)

令和七年四月二十五日

福島県知事

内 堀 雅 雄

島県県北建設事務所で令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供す区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

四月二十五日 福島県知事 内 堀 雅 雄

| | 一 一般 四 号 道 | 路 線 名 |
|---------------------------------------|---|------------------|
| 先までは木山 | 区 | |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 屋子 常本山 四番ー 二也 居 郡同 町大字山木 屋字小塚山一○番二地 屋字小塚山一○番二地 | 間 |
| 変更後 | 変更前 | の変変 更更 別後前 |
| B A 一 二 六 六 四 七 ○ 七 ~ | B A 一二七・二 六六四 七・二 七・三 | (メートル) 敷地の幅員 |
| 五、二七・八 | 五、四一一・二 | (メートル)延 |

(道路計画課)

二百三十三号

四月二十五日 島県県北建設事務所で令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供す区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に の変変 更更 別後前 敷地の幅員 福島県知事 延 内 堀 雅 長 雄

区

間

(メートル)

(メートル)

| 同 郡同 町大字小綱 おっと 一郎 一郎 一郎 一郎 一郎 一郎 一郎 一郎 大字 小綱 おっこ 一郎 大字 小綱 おって 一郎 一郎 大字 小綱 おっこ 一郎 | 同一、君同一丁元之、同一、君同一丁元之、同一、君同一丁元之、和一年,一年,一年,一年,一年,一年,一年,一年,一年,一年,一年,一年,一年,一 | 司 下司 丁大字小綱伊達郡川俣町大字小綱 | 市 表 | 木字上羽金二番二地先をでである。本字上羽金二番二地先をでである。一番二地先のでは、一番一地先のでは、一番一地先のでは、一番一地をは、一番一地をは、一番一地をは、一番一地をは、一番一地をは、一番一地を | 同郡同町大字小綱一一四号 木字沢一八番二地先から 日 本字沢一八番二地先か の おり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かん |
|--|---|----------------------|-----------------------------|---|---|
| | | 変更後 | | | 変更前 |
| C 三·○ 四〈 | B 七九 六·○ 八· | A 六八· 七·四 | C 四二 一· · ○ 五 · | B 八 九 三 · 五 · | A 四 八 三·六 ○ / |
| 二、八八七・三 | 五 四 八 · 三 | 一、〇八〇・六 | 二、六二〇·〇 | 一、六六〇・七 | 一、 三五 〇 · 五 |

公

告

公告第83号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年4月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県庶務システム更新及び運用・保守業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和14年6月30日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去5年以内に、都道府県との契約において、福島県 庶務システムと同等以上の機能を有するWeb方式のシステムを構築又は更新し、 かつ、同システムの運用・保守業務を受託し、適切に業務を完了(完了見込みを含 む。) した実績がある者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店、営業所等の営業拠点を有する者であること。
- (6) ISO9001の認証を受けている者であること。
- (7) 次のア及びイのいずれも満たす者であること。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を 受けていること。
 - イ 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関による ISMS (ISO/IEC27001 (JIS Q 27001)) の認証を受けていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 - 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)、(5)、(6)及び(7)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年5月16日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵 便 番 号 960-8670 福 島 県 福 島 市 杉 妻 町 2 番 16号

福島県総務部人事総室職員業務課

電 話 024-521-7972

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年5月16日(金)午後5時15分必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において令和7年4月25日(金)から同年5月16日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同年4月29日、同年5月5日及び同月6日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を

同封の上、3に掲げる場所まで令和7年5月9日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。

- 6 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時 令和7年6月6日(金)午前10時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎4階ミーティングルーム (福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年6月5日(木)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Replacement, operation and maintenance of the Fukushima Prefectural Administrative System 1 set
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 6 June 2025
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 5 June 2025
 - (4) Contact point for the notice: Employee Management Division, Human Resources Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7972 (職員業務課)

福 島県選挙管理委員 会

定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。第四項(第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。)の規福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条福島県選挙管理委員会告示第二十二号 令和七年四月二十五日

委員長 成 田 · 福島県選挙管理委員会 良 洋

| 1 一番地の四 地の五 1 一番地の四 地の五 2 変 更 年 月 日 2 変 更 年 月 日 | | | |
|---|--------------|--------|---|
| の四 地の五 更 前 変 更 後 変 更 年 月 | 一 わ 番 き | 療法 | 変 |
| 町四丁 いわき市平字新田前二番 地の五 変 更 年 月 | の平四字愛 | 尾 | 更 |
| の五 の五 の五 の五 変 更 後 変 更 年 月 | I III | 尾 | 前 |
| 字新田前二番 | のわ五き | 療法 | 変 |
| 前二番 一 | 新 | 尾 | 更 |
| 和七年四月九日 | 前 | 尾 | 後 |
| 四月 年 月 | | 和 七 | 変 |
| 九 日 月 | | 应 | 更 |
| 月 | | 九 | |
| | | П | 月 |
| | | | 日 |
| | | | |